

広島県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
因島中央調剤薬局	尾道市因島土生町一九五番地二	平成三〇年一月三十一日
山崎神経科内科医院	東広島市西条栄町一〇番二七号	平成三〇年二月三日
加島薬局	東広島市西条栄町一〇番二七号 栄町ビル二階	平成三〇年一月三十一日
海田調剤薬局	安芸郡海田町稲荷町七番一五号	平成三〇年二月一日